

令和6年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和6年12月4日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第10号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第11号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	6
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号））	7
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第74号	町道路線の認定について	10
議案第75号	四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について	14
議案第76号	四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について	15
議案第77号	令和6年度四万十町一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第78号	令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第79号	令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第80号	令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第81号	令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第83号	令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第84号	令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第85号	令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第86号	令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊

■報告第10号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和6年6月12日に議決を経た令和6年度東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第3項の規定に基づき、令和6年10月4日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 黒石 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 117,700,000 円（ 10,700,000 円） 〔変更後〕 120,450,000 円（ 10,950,000 円） 〔増減額〕 2,750,000 円（ 250,000 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【主な変更内訳】

項 目	変 更 理 由
防水工事	庇上面等の既存モルタル部分に、浮きやひび割れが多く発生している事が確認されたため、エポキシ樹脂注入やウレタン塗膜防水箇所を増やし、防水性を確保する。
塗装工事	木製床フローリングの既存ワックス塗膜を全面除去し、2回塗りとする設計としていたが、施工したところ塗料の吸い込みが激しく、2回塗りでは十分ではなかったため3回塗りとする。

【図面】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

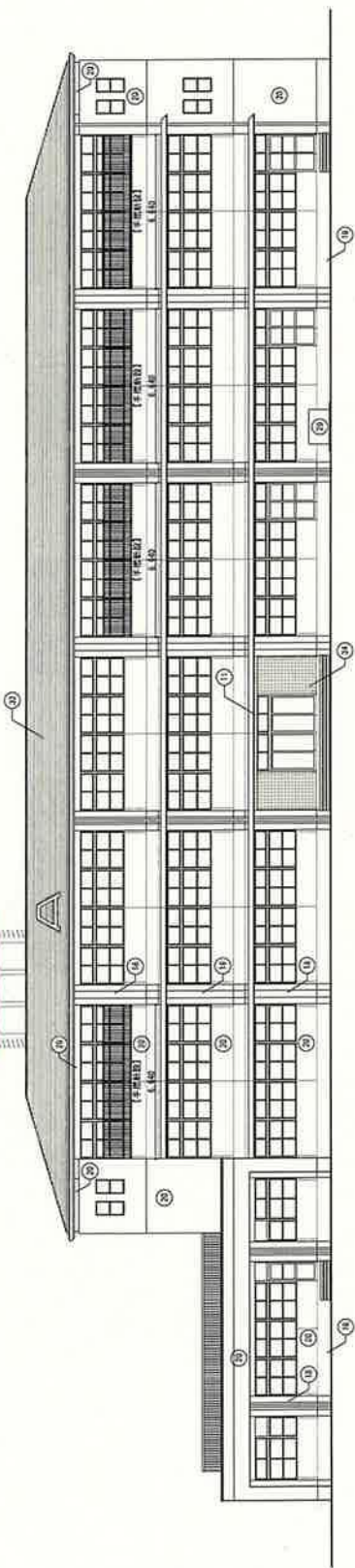
地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

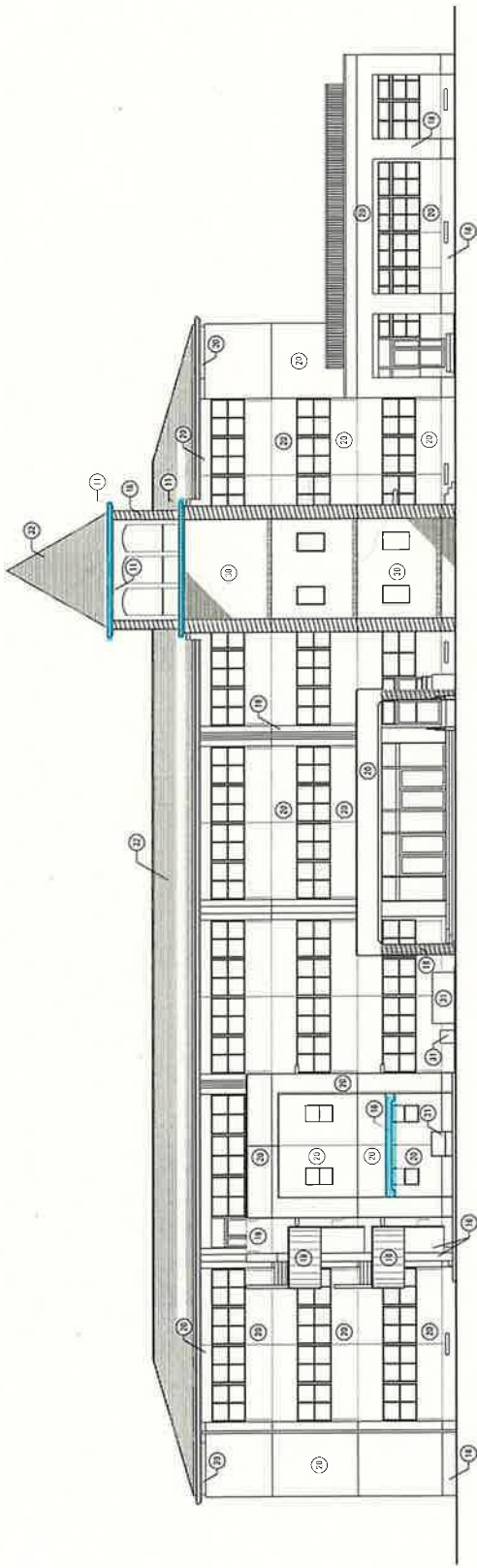
1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

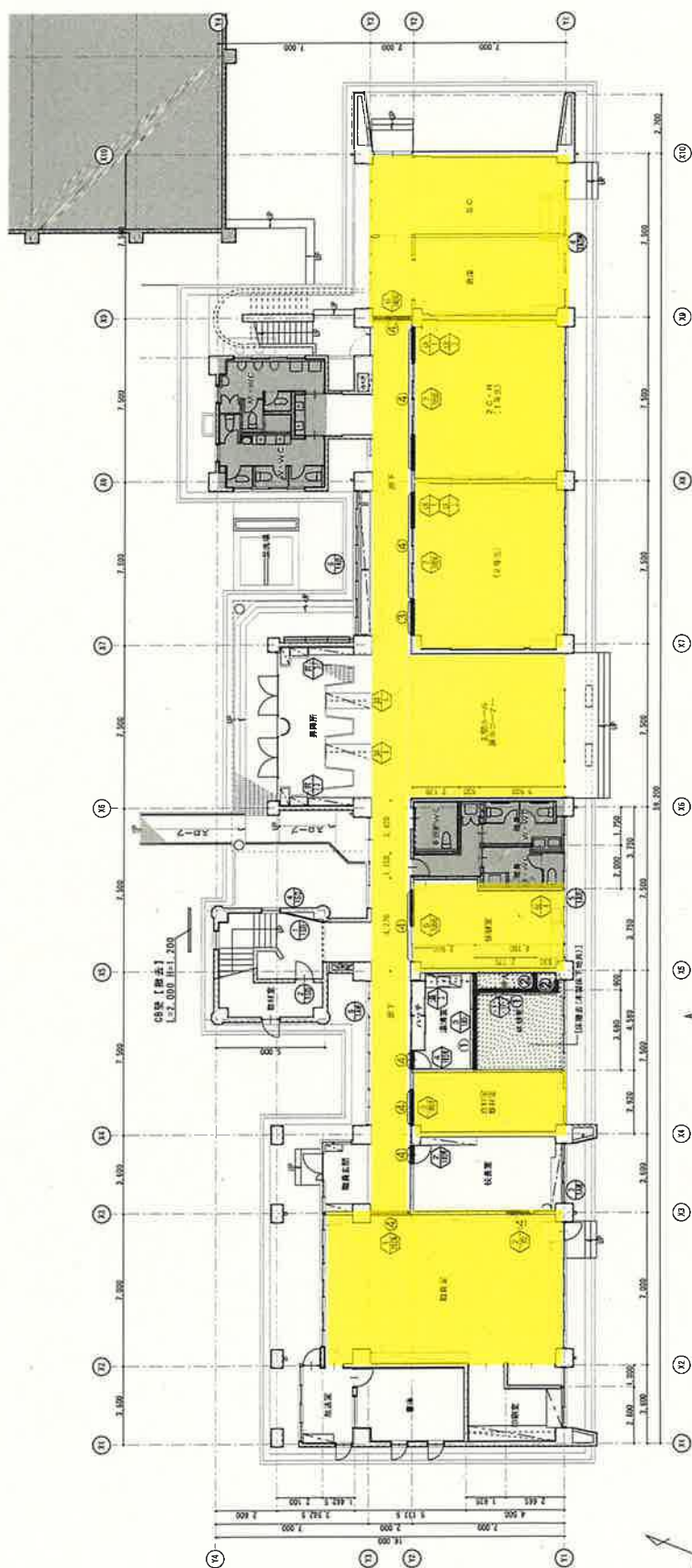


【現況】校舎僅 南面 立面図 $S=1:150$



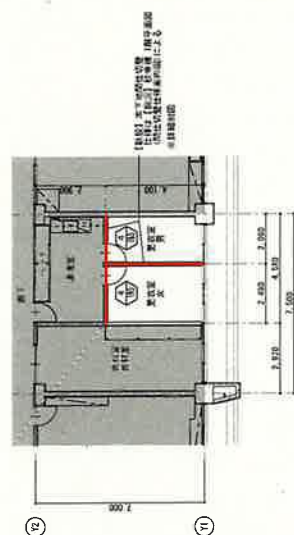
【規格】絞合棒 北面 立置図 $S=1150$

[illegible]



【図四】校舎棟 1 階平面図 S=1:150

特記の多量の下記による
 (1) 校舎棟・本館棟 廊下
 (2) 校舎棟・本館棟 教室
 (3) 校舎棟・本館棟 図書・読書・読書(不)用
 (4) 校舎棟・本館棟 図書・読書(不)用



【図五】校舎棟 1 階平面図 S=1:150

...床 1-UC塗 2回→3回 変更箇所

特	月	日	TEL 089-822-5313	工事名	令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事(建築主体)
記			株式会社 総合企画設計	監 匠	【改修前・改修後】校舎棟 1階平面図
			監 査 員	2024.03.31	縮 尺 S=1:150
			図 面	校 印	図 番 A-13

■報告第11号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和6年6月12日に議決を経た令和6年度松葉川地区基幹集落センター新築工事(建築主体)請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和6年10月28日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和6年度 松葉川地区基幹集落センター新築工事(建築主体)
工 事 場 所	四万十町 作屋 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 167,200,000 円 (15,200,000 円) 〔変更後〕 170,137,000 円 (15,467,000 円) 〔増減額〕 2,937,000 円 (267,000 円) () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【主な変更内訳】

項 目	変 更 理 由
外構工事	敷地内の繁茂状況の植栽を撤去後に詳細な現地状況確認を行い、フェンス及びフェンス基礎に傾き、損傷が見受けられたため撤去し、新規のフェンスに整備を行う事とした。 それに伴い敷地境界の整理、敷地内の排水の整備も含めて、側溝等を見直しを図った。

【根拠法令】

報告第10号に同じ

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度四万十町一般会計補正予算(第3号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年10月1日付けで専決処分に付した令和6年度四万十町一般会計補正予算第3号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

第50回衆議院議員総選挙が令和6年10月27日に執行されることに伴いまして、その執行経費について予算を編成する必要が生じたため、歳入歳出それぞれ27,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和6年度四万十町一般会計補正予算(第3号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

■諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員中津吉弘氏の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町香月が丘 [REDACTED]
氏 名	中津 吉弘（なかつ よしひろ）
生年月日	[REDACTED]（69 歳）
推薦理由	中津氏は、平成28年3月に退職されるまでの37年間、県立学校教員として教務に携わり、在職中は同和教育主任を務めるなど、学校教育全体の中で人権問題に関わり、継続的に実践してこられました。 退職後の平成31年4月からは人権擁護委員に委嘱され、現在まで精力的に人権啓発に取り組まれております。温厚誠実な人柄で、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員樋口寛氏の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、後任の候補者として、宮崎淑子氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町東北ノ川 [REDACTED]
氏 名	宮崎 淑子（みやざき よしこ）
生年月日	[REDACTED]（64歳）
推薦理由	宮崎氏は、令和4年3月に退職されるまでの42年間、四万十町役場職員として地方行政に携わり、在任中は人権啓発や人権教育等を担当され、町人権教育研究協議会などの活動を通じて人権問題について理解を深めてこられました。 現在は、四万十町連合婦人会の役員を務められるとともに、松葉川地区の3つの地域の民生委員として、地域に密着した活動をされており、地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

諮問第3号に同じ

■議案第74号 町道路線の認定について

【要旨】

町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

[北琴平第2団地1号線～5号線]

当該5路線は、公営住宅建替えに伴う建築確認を受ける際に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定により道路に隣接する必要があるため、住宅内通路を町道に認定し、維持管理を行うものです。（認定基準第9号該当）

路線概要

整 理 番 号	7 1 6	延 長
路 線 名	北琴平第2団地1号線	
起 点 地 番	北琴平町 858 番 9 地先	86.0m
終 点 地 番	北琴平町 859 番 1 地先	

整 理 番 号	7 1 7	延 長
路 線 名	北琴平第2団地2号線	
起 点 地 番	北琴平町 858 番 4 地先	29.0m
終 点 地 番	北琴平町 855 番 5 地先	

整 理 番 号	7 1 8	延 長
路 線 名	北琴平第2団地3号線	
起 点 地 番	北琴平町 858 番 4 地先	29.0m
終 点 地 番	北琴平町 855 番 5 地先	

整 理 番 号	7 1 9	延 長
路 線 名	北琴平第2団地4号線	
起 点 地 番	北琴平町 858 番 4 地先	47.0m
終 点 地 番	北琴平町 855 番 4 地先	

整 理 番 号	7 2 0	延 長
路 線 名	北琴平第2団地5号線	
起 点 地 番	北琴平町 858 番 4 地先	38.0m
終 点 地 番	北琴平町 855 番 14 地先	

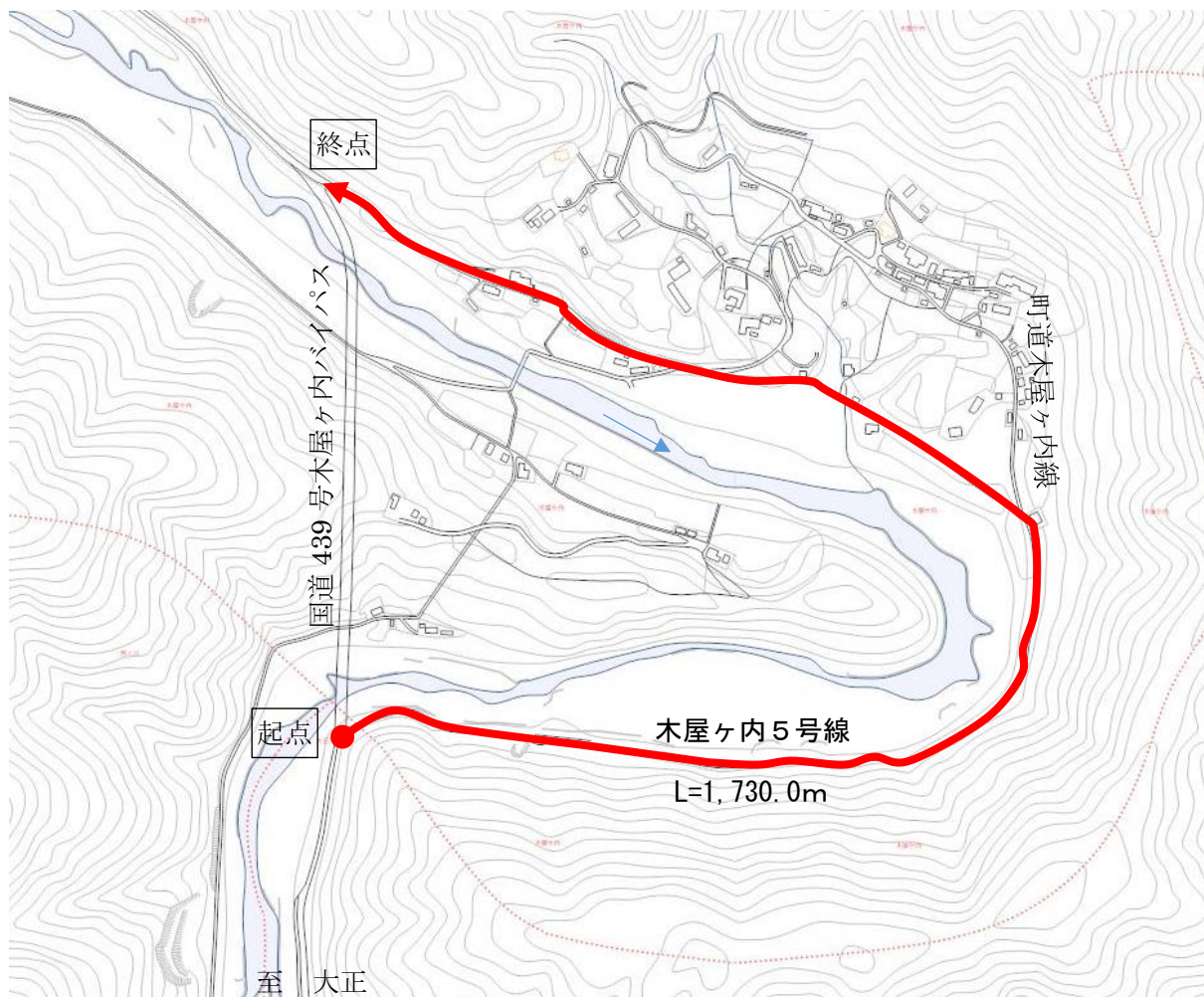


[木屋ヶ内5号線]

当該路線は、国道439号木屋ヶ内バイパス工事の一部完成に伴い、旧道となる区間が町へ移管されるものです。木屋ヶ内集落と国道を接続する重要な生活道路であるため、町道に認定し、維持管理を行うものです。（認定基準第5号該当）

路線概要

整理番号	20225	延長
路線名	木屋ヶ内5号線	
起点地番	大正大奈路995番11地先	1,730.0m
終点地番	木屋ヶ内622番4地先	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （略）

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

建築基準法（抜粋）

（敷地等と道路との関係）

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。

- （1） 自動車のみの交通の用に供する道路
- （2） 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

2、3 （略）

■議案第75号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「四万十町立十川小学校」は、令和7年4月1日に「四万十町立昭和小学校」と統合することとなっており、統合後には、十和地域の小学校と中学校は各1校となります。十和地域の区長会からは、それぞれ1校となった場合の校名について、以前から変更したいという要望をいただいていたので、統合に向けての準備と合わせて、保護者及び地域の方と協議を行ってきたところです。

これまでの協議により、「十川小学校」を「十和小学校」に、「十川中学校」を「十和中学校」に変更することとなりましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

【改正内容】

本条例の別表第1及び別表第2に規定している校名を次のとおり変更します。

変更前	変更後
四万十町立 <u>十川</u> 小学校	四万十町立 <u>十和</u> 小学校
四万十町立 <u>十川</u> 中学校	四万十町立 <u>十和</u> 中学校

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
四万十町立 <u>十和</u> 小学校		四万十町立 <u>十川</u> 小学校	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
四万十町立 <u>十和</u> 中学校		四万十町立 <u>十川</u> 中学校	

■議案第76号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」は、農林業の振興、都市住民との交流及び情報発信等の地域活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は、令和2年4月1日から企業組合であいの里が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「企業組合であいの里」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

名 称	四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」
所 在 地	四万十町大正16番地2
指 定 管 理 者	四万十町大正北ノ川256番地 企業組合であいの里 代表理事 水間 峯味
指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に2者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町道の駅四万十大正物産販売施設条例（平成 18 年四万十町条例第 228 号）（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、物産販売施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 農林水産物及び特産品の販売に関すること。
- （2） 農林水産物の加工及び特産品開発に関すること。
- （3） 都市、農村交流に関すること。
- （4） 物産販売施設及びその設備の維持管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、物産販売施設の設置の目的を達成するために必要な業務

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」)

1. 選定までの経過

令和6年8月 1日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月 9日	公募開始（広報・ホームページ）
9月 9日～10月 11日	公募期間
11月 8日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称： 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」

所 在 地： 四万十町大正 16 番地 2

指定予定期間： 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：2団体

※いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 企業組合であいの里
- ・代表者名 代表理事 水間 峯味
- ・所 在 地 四万十町大正北ノ川 256 番地

(3) 候補者団体の設立目的等（申請書類より抜粋）

「JA高知県女性部直販所であいの里」が30年以上に渡って道の駅四万十大正の運営管理を行い、令和2年3月に法人化した後も現メンバーが関わっている。地産地消を意識した地元料理の継承に取り組むとともに、地域の生産者・事業者との連携や地元の雇用機会の増加、地元と観光客の交流促進を図り、大正の商店街をはじめ、大正地域全体への観光振興に貢献したいという思いがある。

(4) 候補者の実績

令和2年4月から四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」の指定管理を行っている。

4. 採点結果

指定候補者： 企業組合であいの里

総得点 365 点（500 点満点） 73.0 点（100 点換算）

次点候補者： なし

A 団体 総得点 279 点（500 点満点） 55.8 点（100 点換算）

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条	採点 (満点)	企業組合 であいの里	A 団体
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	150	117	85
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	150	111	74
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	50	33	28
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	100	69	60
その他町長等が別に定める事項	50	35	32
合 計	500	365	279

※ 指定候補者の企業組合「であいの里」は、四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が 6 割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の 6 割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 山中 恵子
- (2) 一般社団法人奥四万十高知 事務局長 富岡 哲也
- (3) 四万十町商工会 事務局長 宮田 博文
- (4) 株式会社高知銀行
窪川支店・大正支店 支店長 百田 幸生
- (5) 高知大学次世代地域創造センター
教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 岡村 健志

